別紙2

## 現行の概要

# (育児·介護休業法、男女雇用機会均等法等関係) ※施行日:平成29年1月1日

○事業主は、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

## 以下のような事由を理由として

#### 妊娠中・産後の女性労働者の

- ・妊娠、出産
- ・妊婦検診などの母性健康管理措置
- ・産前・産後休業
- ・軽易な業務への転換
- ・つわり、切迫流産などで仕事ができない、労働能率が低下した
- ・育児時間
- ・時間外労働、休日労働、深夜残業をしない

### 子どもを持つ労働者・介護をしている労働者の

- ・育児休業、介護休業
- ・育児のための所定労働時間の短縮措置(短時間勤務)、 介護のための所定労働時間の短縮措置等
- ・子の看護休暇、介護休暇
- ・時間外労働、深夜残業をしない

#### ※上記は主なもの

## 不利益取扱いを行うことは違法

- •解雇
- ・雇止め
- ・契約更新回数の引き下げ
- ・退職や正社員を非正規社員とするような 契約内容変更の強要
- 隆格
- 減給
- ・賞与等における不利益な算定
- ・不利益な配置変更
- ・不利益な自宅待機命令
- ・昇進・昇格の人事考課で不利益な評価を行う
- ・仕事をさせない、もっぱら雑務をさせるなど 就業環境を害する行為をする

□ 現行の不利益取扱い禁止と防止措置の関係 <sub>□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □</sub>			
	現行の个利益収益	及い宗正と防止指直の対策	見直し後
		不利益取扱い禁止 (均等法第9条3項、育・介法第10条等)	左記に加えて <b>防止措置義務</b> を <u>新規に追加</u>
	禁止・義務の対象	事業主	事業主
	内容	妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いをしてはならない。 ※就業環境を害する行為を含む	上司・同僚が職場において、妊娠・出産・育児 休業・介護休業等に関する言動により就業 環境を害する行為をすることがないよう防 止措置(※)を講じなければならない。 (※)労働者への周知・啓発、相談体制の整備等の内容を指針で規定